

廃棄物関係ガイドライン

事故由来放射性物質により汚染された
廃棄物の処理等に関するガイドライン

平成23年12月 第1版(案)

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下、「法」）が議員立法により可決・成立し、公布されました。

事故由来放射性物質による人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していくためには、安全性を確保しつつ、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要です。

そのため、環境省では、廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等のこれまでの廃棄物の処理に関わってきた方々に具体的にわかりやすく説明するため、廃棄物関係ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは五部構成となっており、廃棄物の区分により異なる関係者の方々に使いやすいよう区分された、「汚染状況調査ガイドライン」、廃棄物の区分により異なる関係者の方々に使いやすいよう区分された「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」、「指定廃棄物関係ガイドライン」、「除染除去廃棄物関係ガイドライン」、及びこれら三四部のガイドライン及びに共通的な測定技術手法をまとめた「放射性物質濃度等測定ガイドライン」の計五部構成となっておりからなります。

なお、本ガイドラインは、廃棄物の排出者、市町村等も含む廃棄物処理を行う者等を主に対象としていますが、国による廃棄物処理についても対象としています。

現時点では本ガイドラインで示した方法で廃棄物処理を実施することが妥当と考えられますが、今後の知見の蓄積を踏まえ、随時改訂を行っていきます。